

車両系建設機械（整地等）運転技能講習受講報告

フィールド科学系部門 生物生産技術班 北村 亜紀

1. はじめに（目的等）

西条ステーション（農場）では、車両系建設機械を使用し通常業務を行っている。労働安全衛生法（第 61 条）に「就業制限」が明記されており、技能講習を受けることにより当該業務に従事することが可能となるためこの度受講した。

2. 期間・場所

期間：令和 3 年 5 月 26 日（水）～5 月 27 日（木）

場所：コベルコ教習所株式会社 広島教習センター（広島市安佐南区大塚西 1 丁目 5 番 36 号）

3. 参加者等

10 名

4. 研修内容

1 日目 8：30～18：15 学科講習

2 日目 8：30～10：40 学科講習及び学科試験

10：50～18：15 実技講習及び実技試験

5. まとめと感想

学科講習では、大型特殊自動車免許取得済みのため車両系建設機械の原動機及び走行装置についての項目は免除となり、学科試験の一般事項等に関する知識（車両系建設機械の基礎知識、建設機械の輸送・点検・整備、安全運転の心得、力学及び油圧・電気・土木施工の知識）、作業装置等に関する知識（作業装置の構造・機能・取扱い）、関係法令等に関する知識（関係法令、災害事例）に準じて学んだ。特に土木施工の知識では、土の性質による締固め強度の違いや、掘削工法の種類、効率的な積込み方法など学ぶことができ、農場において圃場整備の際などに大変参考になると感じた。

実技講習では主にドラグショベル（バックホウ）での操作方法や機械の点検項目・安全確認等を学んだ。普段使用している小型車両系建設機械と異なり、作業時に死角を多く感じたため確認の目視を行っている、思いのほか手元の操作レバーに影響し機体を動かしてしまうことがあった。操作習熟の必要性と重大な災害事例を起こしうる業務であることに、再度認識を強くした。

本資格を取得することにより、通常業務における従事できる作業の幅が広がった。今後も業務が円滑に行えるよう、努めていきたい。